

資料 1

山梨県立あゆみの家設置及び管理条例

平成 18 年山梨県条例第 5 1 号

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 5 条第 1 項の障害福祉サービス事業に関する業務を行う施設を設置する。

(平 25 条例 17・一部改正)

(名称及び位置)

第 2 条 前条に規定する施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立あゆみの家

位置 韮崎市

(業務)

第 3 条 山梨県立あゆみの家(以下「あゆみの家」という。)は、次に掲げる事業のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 5 条に規定する精神障害者に係るものに関する業務を行うものとする。

一 法第 5 条第 8 項の短期入所を行う事業

二 法第 5 条第 12 項の自立訓練を行う事業

三 前号に掲げる事業を利用する者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護その他の規則で定める便宜を供与する事業

(平 23 条例 37・平 25 条例 17・一部改正)

(指定管理者による管理)

第 4 条 知事は、地方自治法(昭和 23 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、知事が指定する者(以下「指定管理者」という。)にあゆみの家の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 施設及び設備器具の維持保全に関する業務

二 第 3 条に規定する業務

三 前 2 号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(指定の手続)

第6条 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。
 - 一 事業計画の内容が、あゆみの家の効用を發揮することができるものであること。
 - 二 事業計画の内容が、あゆみの家の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
 - 三 事業計画の内容が、あゆみの家の平等な利用を確保することができるものであること。
 - 四 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(利用料金)

第7条 あゆみの家を利用した者(その者が法第5条第8項の短期入所を行う事業を利用した者のうち十八歳未満のものである場合にあっては、その保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の保護者をいう。))。第3項において同じ。)は、法第29条第3項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項の特定費用の額を基礎として指定管理者が定めた額の合計額を利用料金として納付しなければならない。

- 2 前項の利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事があゆみの家を利用した者の家計に与える影響その他の事情を斟酌して規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(平23条例37・一部改正)

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- 一 第5条各号に掲げる業務の実施の状況
- 二 あゆみの家の管理の業務に係る収支の状況
- 三 利用料金の収入の状況

四 前3号に掲げるもののほか、あゆみの家の管理の状況を把握するために知事が
必要と認める書類

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日
から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成18年規則第59号で平成19年1月1日から施行)

(経過措置)

2 知事は、この条例の施行の前においても、第四条及び第六条の規定の例により、
あゆみの家の管理に関し、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者
を指定することができる。

附 則(平成23年条例第37号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条、第3条、第5条、
第7条、第9条及び第11条の規定は、障がい者制度改革推進本部等における検討を
踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援する
ための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)附則第1条第3号に定
める日から施行する。

(定める日=平成24年4月1日)

附 則(平成25年条例第17号)抄

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、平成
26年4月1日から施行する。

1から4まで 略

5 第7条中山梨県立あゆみの家設置及び管理条例第3条第2号の改正規定